

物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いについて

平成 24 年 2 月 20 日

常任理事会承認

国際医療福祉大学の物品購入等契約に係る取引停止等の取扱いに関し必要な事項を以下のとおり定める。

(趣旨)

第 1 国際医療福祉大学(以下「本学」という。)における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約(以下「物品購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この基準の定めるところによる。

(取引停止の措置)

第 2 本学が発注する物品購入等契約の相手方となる可能性を有する者(以下「業者」という。)が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなる場合は、本学との取引及び本学に対する営業活動をさせないことができる。

(取引停止の通知)

第 3 取引の停止をするときは、本学学長名で当該業者に通知するとともに、本学ホームページ上でその概要を公表する。

(取引停止の特例)

第 4 取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除する。

2 取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、財務部長の判断により、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第 5 取引停止の期間中の業者は、本学発注の物品購入等契約の全部又は一部を下請させないものとする。

以上

別表（第2関係）

取引停止の措置基準

区分	措置要件	取引停止期間等
(1)過失による粗雑な契約履行	本学発注の物品購入等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき	別途定める
(2)契約違反	(1)に掲げる場合のほか、本学発注の物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	〃
(3)談合	本学に係る物品購入等契約において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき	〃
(4)不正行為	①本学に対し架空請求を行ったとき	〃
	②納品の事実を偽ったとき	〃
	③提出書類に意図的な虚偽があったとき	〃
	④本学が定める教員発注の限度額を超えて受注したとき	〃
	⑤その他本学が不正と認めた場合	〃
(5)不誠実行為	本学に対し不誠実な行為を働いたとき	〃
(6)贈賄	①本学の役職員に対し、贈賄が発覚したとき	〃
	②本学以外の公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき	〃
(7)その他	①業者が取引停止期間中であるにもかかわらず、本学において営業行為を行ったとき	〃
	②本学以外の公的機関において取引停止の措置が行われたとき	〃
	③前各号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の物品購入等契約の相手方として不適当であると認められるとき	〃